

# 令和6年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

泉大津市では市内の小・中学校に在籍し、心身に障がいのある小中学校の児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、児童生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、必要な援助を行います。この制度によって、小学校及び中学校での学習にかかる学用品費、通学用品費などの一部が援助されます(上限あり)。

※この制度については毎年度の申請が必要です。

## 1 特別支援教育就学奨励費の受給要件について

(1) 以下に該当する児童生徒の保護者※生活保護受給者、就学援助金認定者は重複して、受給することはできません。

- ① 特別支援学級に在籍
- ② 通常の学級の児童生徒で学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当  
↳詳しくは、裏面をご確認ください。

## (2) 認定要件の算定基準

- ・世帯全員の総所得(令和5年1月~12月分)の合計金額が必要額(生活保護基準額)の2.5倍未満であること。
  - ・認定要件の算定に使用する必要額は、所得控除の内容、世帯の人数、年齢等により算出するため、各世帯により異なります。
- ※所得状況を審査するため、未申告の場合、認定不可。所得がない場合も市役所税務課へ申告が必要です。
- ※同居されている方全員(住民票上は別世帯でも同一世帯とみなします。)の所得額の合計で判断します。また、配偶者については、単身赴任者等、住所が別の方も含まれます。

## 2 申請受付期間・方法

<申請受付期間> 7月1日(月)~7月31日(水)(土・日、祝日を除く)(午前8時45分~午後5時15分)

※受付期間を過ぎても受け付けいたします(途中転入を含む。)が、認定は申請された月または翌月からとなり、支給額は認定月からの月割額となりますのでご注意ください。

<申請方法> 窓口の混雑緩和のため、できる限りオンライン・郵送での申請をお願いします。

- (1) オンライン申請 裏面記載「本市ホームページ」のQRコードまたはURLから「申請フォーム(7月1日以降公開)」より申請(特別支援学級在籍の児童生徒の保護者のみ)
- (2) 郵送申請 **郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便や簡易書留など記録に残る形で送付してください。**

郵送される前に問い合わせ先まで電話でご連絡ください。なお、郵送料金はご負担いただき、返信用封筒に84円切手を貼って同封し、郵送してください。7月31日までの消印有効。また、申請書類で不備等がありましたら、ご来庁いただく場合があります。

(3) 窓口申請… 指導課(市役所3階)

## 3 支給の決定と支給方法

提出された申請書を審査の上、認否を決定し、8月下旬頃に認否通知書を送付します。支給は10月下旬(前期分)と3月下旬(後期分)に指定された銀行口座に振り込みますが、学校納付金等に未納がある場合は、学校長を経由して支給されますのでご了承ください。

## 4 申請に必要な書類

- (1) 令和6年度 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・必要額調書
- (2) 振込口座の通帳(保護者名義の口座)のコピー
- (3) 世帯全員が記載された住民票(泉大津市に住民登録のない方)
- (4) 令和6年度市府民税課税所得証明書(同一世帯の収入のある方全員分)

※令和6年1月1日現在、泉大津市に住民登録のない方、令和6年1月2日以降に本市へ転入されたのみ。

今年の1月1日に住民登録のある市町村から発行。

## 5 補助対象の経費及び支給額

①	学用品購入費【例：ノート・筆記用具・辞典類・体操服・体育用シューズなど】	①、②は、令和6年度学年用として購入したものが対象です。 対象期間：令和6年2月1日～令和7年1月31日
②	通学用品購入費（小・中1年生⑦で支給）	
③	校外活動費（宿泊を伴わないもの）【遠足・社会見学など】	
④	校外活動費（宿泊を伴うもの）【林間学校など】	
⑤	修学旅行費	⑦は、入学にあたって購入したものが対象です。 対象期間：令和6年1月1日～令和6年4月30日
⑥	学校給食費	
⑦	新入学児童生徒学用品・通学用品費購入費 <b>1年生のみ</b> 【例：ランドセル、かばん、制服、上履き、通学用靴・帽子、雨具など】	

支給額は、教育委員会が定める額の範囲内で実費相当額の2分の1、⑥のみ実費相当額の2分の1です。

※認定後、特別支援教育就学奨励費が支給されるまでは、①～⑦の購入費は保護者の立替払いとなります。

ご家庭で購入されたものの領収書（レシートや支払明細の控も可）の提出については、  
**認定の方へ後日案内をしますので、大切に保管しておいてください。**

なお、学校が学級教材費等で購入した教材等については、学校から教育委員会に直接報告がありますので、領収書などの保管は必要ありません。

### 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

区分	障がいの程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒については、

医師の診断書が必須となり、お持ちの方は、身体障害者手帳、療育手帳も必要となります。

## 6 問い合わせ・申請送付先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市教育委員会事務局 指導課 宛

電話 0725-33-1131（内線 2312・2313）

本市ホームページ:

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/shido/1495582256279.html>

